



要件を満たす協力医療機関との連携は令和9年4月1日より義務化！

入所者等への適切な対応に直結するものであるため、速やかな連携体制の構築が必要

高齢者施設等※1



※1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム



協力医療機関



義務化された3つの要件※2

※2 複数の医療機関を定めることにより要件を満たすことでも差し支えない

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- ③ 入所者の病床が急変した場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

経過措置期間

高齢者施設等と協力医療機関との連携体制に関する義務化された要件には、令和9年3月31日までの経過措置期間（令和9年3月31日まで努力義務）が設けられているが、速やかな連携体制の構築が求められる。